

第1回 北見市地域福祉計画策定委員会

日時：平成26年12月29日(月) 18:00～
会場：まちきた大通ビル庁舎7階 H会議室

1. 委嘱状の交付
2. 市長挨拶
3. 自己紹介
4. 議 事
 - (1) 正副委員長の選任について
 - (2) 策定委員会会議の運営について
 - (3) 計画策定に関する基本方針(案)について
 - (4) 今後の予定について
5. その他

◀ 策定委員会会議の運営について ▶

1. 会議の公開について

●北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（附属機関等の運営）

第4条 附属機関等の運営については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が形骸化したり、行政からの報告が主になることがないよう効果的な運営を図ること。
- (2) 会議資料を事前に配布するなど、委員が意見を述べるため十分な準備ができるよう配慮し、審議の活性化を図ること。
- (3) 会議の開催時期や開催時間の設定を工夫するなど、委員が附属機関等の会議に参加しやすい環境の整備について配慮すること。

（会議の公開）

第7条 附属機関等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合についてはこの限りでない。

- (1) 法令により非公開とされている場合
 - (2) 行政処分、不服審査等個人情報に関する事項を取り扱う場合
 - (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関等の会議を開催するにあたっては、会議開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を当該附属機関等の担当課に備え付け、市のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 会議の議題
 - (4) 会議の公開・非公開の別（全部・一部）
 - (5) 非公開の理由
 - (6) 傍聴の定員、手続き、遵守事項その他必要な事項
 - (7) 問合わせ先
 - (8) その他必要な事項

(会議録の公開)

第8条 会議終了後は、次の各号の内容を記載した会議録を速やかに作成し、市のホームページ等で公開しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日及び場所
- (3) 出席者（事務局含む）
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別及び傍聴者の数
- (6) 会議内容の要旨
- (7) その他必要な事項

2. 審議経過等の市民への情報提供について

計画策定を進めるにあたり、市のホームページに下記のアドレスのとおり地域福祉計画関連のページを立ち上げています。

このページは、計画の策定状況を市民に情報提供することを目的とし、策定委員会における審議経過等についても随時、掲載していきます。

なお、会議録については、審議経過のわかる程度の議事要旨を公開させていただきたいと考えています。

- 『北見市：第2期地域福祉計画』
<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2011032800016/>
- 『北見市：地域福祉計画策定状況』
<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/6658/>
- 『北見市地域福祉計画の進捗状況（成果）報告』
<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2013060400060/>

【第 3 期：平成 28 年度～平成 32 年度】

北見市地域福祉計画の策定に関する基本方針（案）

北見市地域福祉計画は、平成 18 年 2 月に「第 1 期計画」を策定し、その後の市町合併に応じた必要な見直しを加え、平成 21 年 3 月に「【改訂版】第 1 期計画」、平成 23 年 3 月には「第 2 期計画」を策定したところです。

この「第 2 期計画」は、平成 27 年度をもって計画期間を満了することから、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ「第 3 期計画」の策定を行なうこととします。

計画の策定にあたっては、地域の実情に沿った実効性の高い計画とするため、多くの市民の声を反映させることが必要です。

この基本方針（案）は、計画づくりのプロセスに多くの市民の参画、ご協力を頂くため、計画策定の基本的な考え方を示したもので、市民及び庁内への説明資料として作成したものです。

1. 計画策定の趣旨

- 「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。「市町村地域福祉計画」は、地域における支えあい、助けあいの仕組みづくりの道筋を示すとともに、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るために策定される社会福祉法に基づく行政計画です。（努力規定）
- 今日の少子高齢化、要配慮者や避難行動要支援者への支援、子どもや高齢者等への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、特に地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。
- こうした状況の中、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりや、住民相互のつながりを強め、互いに思いやりをもって支えあうまちを築いていくことが今、強く求められています。
- 地域福祉計画は、こうしたまちづくりを進めるため、市民の主体的な参加のもとに、市民と行政の協働で地域の福祉を考え、21世紀の北見市の福祉ビジョンを明らかにするため策定されるものであり、自助、共助、公助があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指すものです。

2. 計画の策定経過

- 第1期計画は、高齢者、障がい者、児童等の分野別個別計画を包含した福祉分野の総合計画として、平成18年2月に策定し、その後の市町合併に応じた必要な見直しを加え、平成21年3月に【改訂版】第1期計画、平成23年3月には第2期計画を策定したところです。
- 第2期計画の策定では、市民公募者2人を含め、総数20人の委員構成による策定委員会を設置し、担い手・ネットワーク・サービス提供・環境の4つの部会を設け、市民ニーズの把握と地域を取り巻く社会環境や生活課題、地域課題の変化を踏まえつつ策定作業を行ってきました。

3. 計画の位置付け

●北見市まちづくり基本条例及び北見市総合計画との関係

- ・平成22年12月に制定された「まちづくり基本条例」は、市民・議会・行政などの役割や責務などを明らかにし、まちづくりの基本理念や基本原則を示すとともに、市政運営の基本的な仕組みを定めるもので、「自治体の憲法」ともいわれる条例です。条例には、市政運営における最上位の計画である「北見市総合計画」についても規定されます。
- ・地域福祉計画は、「北見市総合計画」の下位計画として、まちづくりの基本目標の一つである、「支えあい、一人ひとりを大切に作るまちづくり」の施策「地域福祉活動の促進」を具現化するための福祉分野の総合計画として位置付けられます。

●分野別個別計画との関係

- ・北見市は、既に高齢者・障がい者・児童の個別計画を策定しており、それぞれの計画に沿った取り組みを進めています。分野ごとの個別の施策は、既存計画を優先させる考えから、地域福祉計画では「計画の総合化」という視点を持ちます。

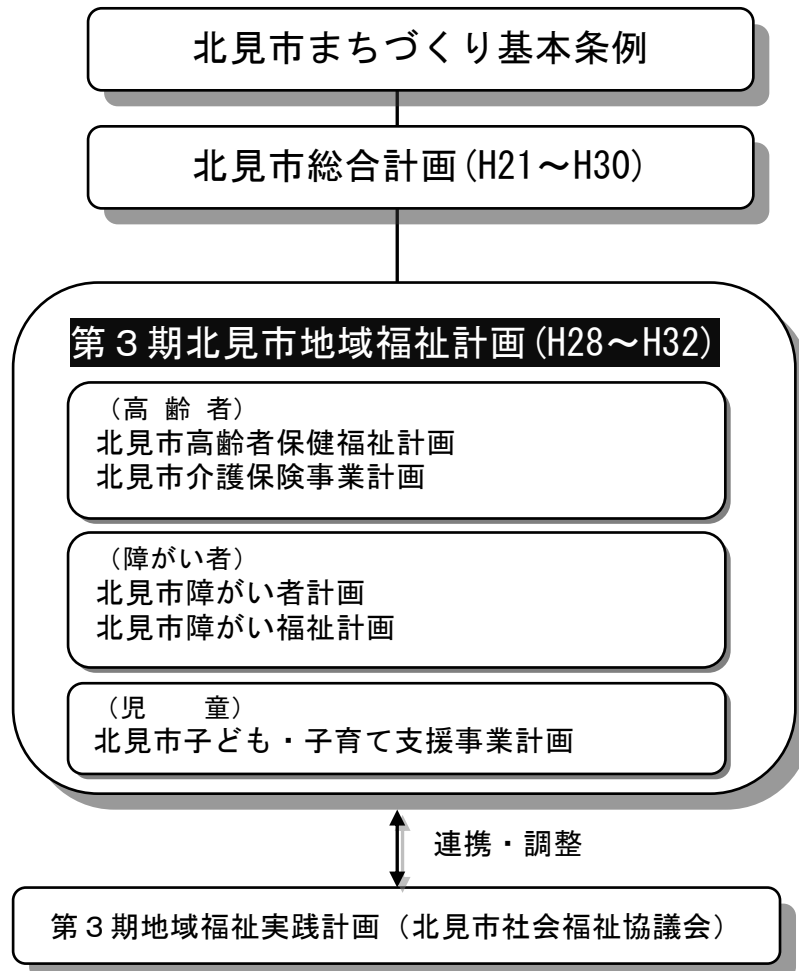
●北見市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関係

- ・社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉実践計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。地域福祉計画と地域福祉実践計画は相互に重要な役割を果たすものであり、地域福祉実践計画との密接な連携を図ります。

●市民との関係

- ・市民（市内に住所を有し、通勤し又は通学する個人及び市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体）により、それぞれの役割に応じた多様な地域活動が行われています。地域福祉計画は、市民が地域福祉の推進・充実を図る際の、ガイドブックとして利活用されなければならないものと考えます。

北見市地域福祉計画と他行政計画との関係



4. 計画の概要

●「基本理念」「基本目標」について（現行計画の総論部分）

- ・計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、今後の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。また、基本目標は、基本理念の実現を目指すための地域福祉推進のキーワードとなるもので、具体的な施策展開の方向性を示すものです。現行計画では、基本理念、基本目標を下記のとおり設定しております。

基本理念 ※計画書 20 頁参照

ふれあって 支えあって 助けあって…
どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります

基本目標 ※計画書 21 頁参照

- 基本目標Ⅰ 地域福祉の担い手づくり
- 基本目標Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり
- 基本目標Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり
- 基本目標Ⅳ 暮らしを支える環境づくり

●「基本施策」「推進事業」について（現行計画の各論部分）

- ・現行計画では、4つの基本目標に沿って11の基本施策を掲げ、この施策に対応した46の推進事業が盛り込まれています。

※基本施策、推進事業は計画書 22～23 頁参照

5. 計画策定の基本的な考え方

- 今回の策定作業では、現行計画の基本理念、基本目標、基本施策及び推進事業を踏まえながら、様々な住民ニーズや生活課題に対応できる計画の策定を進めます。
- 町内会等の住民自治組織が取り組む地域福祉分野の活動に対応できる計画の策定を進めます。
- 市が実施するアンケート調査の解析と地域住民懇談会を開催し、新たな住民ニーズや生活課題の把握に努めます。
- 現行計画の基本理念、基本目標、基本施策については、原則、第3期計画に継承することとし、必要に応じ柔軟に見直しを行います。推進事業については、進捗状況及び成果の点検を行い、事業の取捨選択並びに事業の見直し及び新たな事業を設けるなど、課題解決につながる具体的な計画の策定を進めます。
- 「まちづくり基本条例」は、まちづくりを進める上での最高規範と位置づけられる条例であることから、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合性を図りながら計画の策定を進めます。
- 現行計画策定後、地域福祉に関連する様々な法や制度が設けられており、これらとの整合性を図りながら計画の策定を進めます。

6. 計画策定に向けた具体的な取り組み

(1) 策定体制について(P7参照)

- 計画策定の中心機関として、教育関係者、福祉事業者、福祉団体、民生委員児童委員、市民団体、まちづくり協議会関係者など公募を含み幅広い市民の参画を得て「北見市地域福祉計画策定委員会」を設置します。
策定委員会には、計画の基本目標を単位とした部会を設け、推進事業の事業内容などの策定作業を分担し、集中的に議論を進めます。
- 行政内部では、福祉、子育て、市民協働、防災、まちづくりなど関連部門の担当で組織される「北見市保健福祉施策推進委員会：地域福祉部会」において、市民組織の策定委員会と相互に連携を図りながら検討を進めます。
- 計画素案を「北見市社会福祉審議会」（社会福祉に関する市長の諮問機関）へ報告し意見をいただき、計画案を策定します。また、計画案は議会（所管常任委員会）へ報告し、意見をいただきます。

- 計画策定に関し「福祉のまちづくりを進める市民フォーラム」（計画の進行管理機関）と連携を図ります。（P69 参照）
- 第3期地域福祉実践計画との密接な連携を確保するため、市と社会福祉協議会は一体となり、効果的、効率的な事務を進めます。

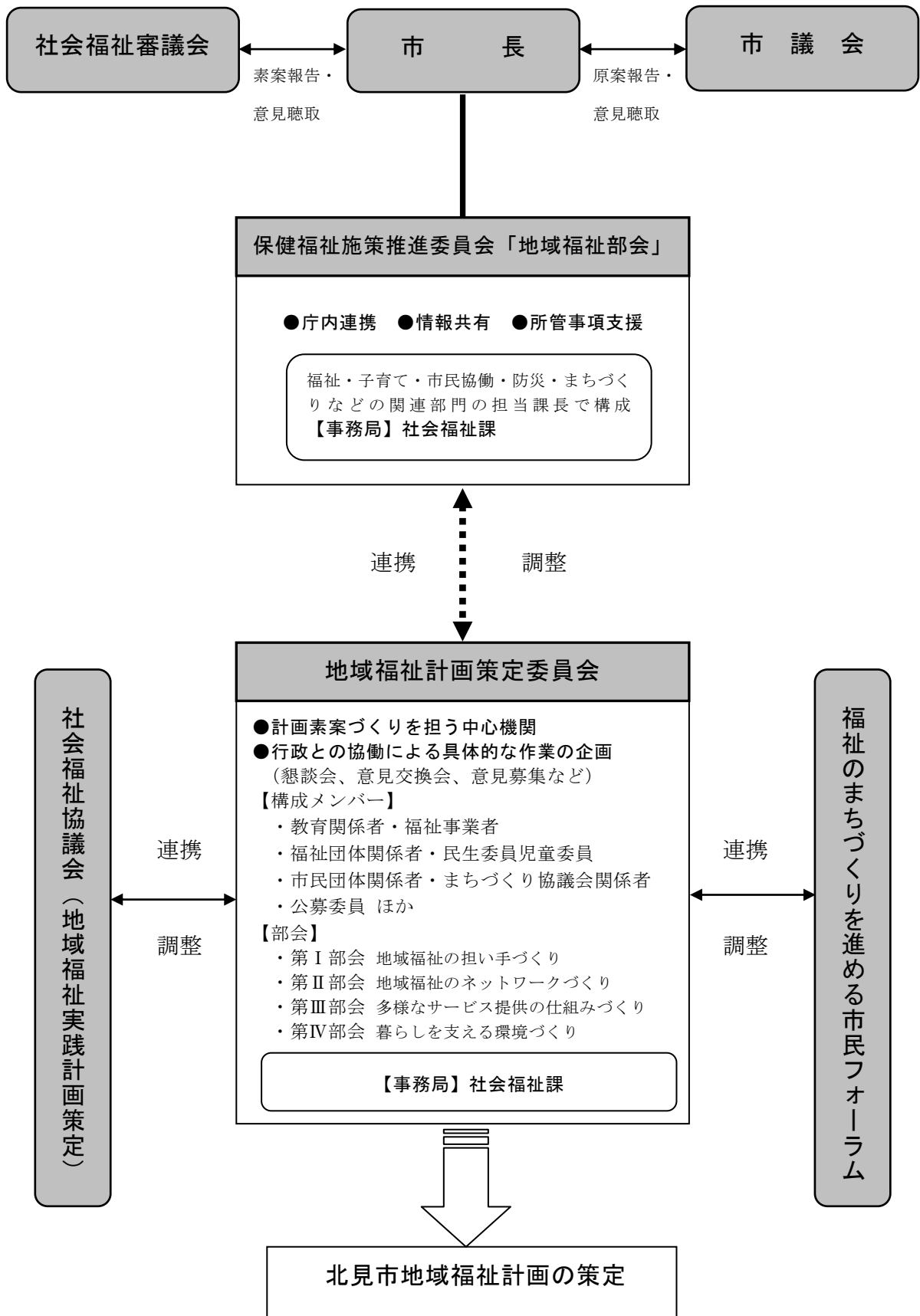
(2) 策定スケジュールについて(別添資料参照)

- 平成28年3月までにすべての作業を了し、公表します。
- 具体的な作業スケジュール及び計画策定の手法については、行政でたたき台を示したうえで、策定委員会の中で検討していただきます。

(3) 市民参画について

- 地域住民懇談会、福祉関係団体等とのヒアリングを開催し、その意見を計画に反映させることに努めます。
- 策定委員会の会議は、原則、公開するとともに、ホームページ等で、計画の策定経過、策定委員会の議事内容その他計画に関する情報を提供、公開し、市民からの意見を幅広く募集します。
- 計画素案がまとまった段階で、市窓口やホームページ等で市民に公表し、素案に対する意見募集を行います。

策定体制



7. 計画の推進体制

- 現行計画では、市民、市、社会福祉協議会、事業者の役割分担を明確にし、46 の推進事業ごとに誰が中心になって進めていくのかを明示しており、この4者がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら地域全体で進めていくこととしています。
(パートナーシップ型計画)
- 計画の着実な推進を図るためには、計画の進行管理を市民レベルでしっかりと行うことが必要であり、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことが大切です。
- 北見市では地域福祉計画の具体的な推進体制として、地域全体で福祉のまちづくりの機運を高めることを目的に、全市的な市民組織として立ち上げられた「福祉のまちづくりを進める市民フォーラム」と連携し、計画の基本理念の具現化に向けた取り組みを進めていきます。

具体的な進行管理と検証体制の概念図

